

地方公務員災害補償基金

理事長 田 村 政 志 殿 (宛先 FAX 03-5210-1348)

森宏之氏裁判 公務災害認定 4/25広島高裁判決

上告しないで下さい

森宏之氏（高梁市教育委員会）の過労死を公務災害と認めた

2013年4月25日の広島高等裁判所岡山支部の判決を

真摯に受け止め、上告しないで下さい。

2004年7月14日、高梁市教育委員会で激務を重ねていた森宏之さんは過労によるクモ膜下出血で亡くなりました。しかし、地方公務員災害補償基金は宏之さんの過酷な業務実態を正当に評価することなく、「公務外災害」との認定を下しました。

2013年4月25日、地方公務員災害補償基金の「公務外災害」とした処分の取り消しを求めた裁判の控訴審において、広島高等裁判所岡山支部は基金の控訴を棄却、地裁判決を維持し、「公務災害」と認める判決を下しました。

宏之さんの死から8年以上に渡って闘い続けてきた原告に、これ以上の負担をかけないで下さい。

遺族を迅速に、公正に救済することが地方公務員災害補償基金の役割であるはずです。地方公務員災害補償基金は判決に従い上告しないで下さい。

(私のひとこと)

2013年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____